

「留学生の就職活動」に関する民間と政府の取り組みと そのほかの制度の連携を求める

★留学生の就職数増加とその背景

日本の大学や専門学校を卒業後、そのまま就職した外国人留学生は、平成 26 年度 14,170 人（前年比 1,377 人増 10.8%増）、うち許可数は 12,958 人（前年比 1,311 人増 11.3%増）で、いずれも前年と比べて増加し、許可率は 91.4%で前年と比べて微増であったという統計が法務省によって発表された。

在留資格別許可数の内訳は、「人文知識・国際業務」が 8,758 人、「技術」が 2,748 人で、この 2 つの在留資格で全体の 88.8%となっており、留学生の最終学歴は、大学卒が 5,872 人、大学院卒が 4,483 人で、両者で全体の 79.9%を占めているという数字が発表されている。

留学生による就職は、それまでが「就学」の資格であったものを「就労」に関連する資格に変えて、そのまま日本に居続けて就職するということになる。このことは留学生の立場からすれば、「日本が好き」「日本で就職したい」というような強い思いがあるだけでなく、母国に帰って家族の近くに住んで就職するというような選択肢以上に、経済的な面や生活環境的な面において日本の環境が良いということが必要になる。同時に、企業側からすれば、そもそも新規雇用するだけの企業の業績が伴わなければならない、また、その新規雇用において留学生を雇用するということが、留学生の立場や考え方ということに理解を持っていないと難しい。その二つの立場がうまくかみ合わなければ留学生の就職ということは非常に難しい。それだけに、留学生の就職の増加は、双方にとって良いことであると考えられる。

これらのことは、統計によっても出てきている。平成 21 年から 22 年にかけて、リーマンショックによって日本の景気が悪化した時は、留学生による就職は減少する。一つには日本の経済的な環境が悪化してしまい、留学生に限らず全体の雇用情勢が悪化したということがあげられる。もう一つには、日本の政治がちょうど混乱していたので、留学生の日本での住生活環境も一時的に悪化したということが言われている。

しかし、その後順調に留学生の日本企業における就職は増加し、平成 17 年が 5,878 人であることから考えると、10 年で倍以上になっているということになる。日本経済が復興し、徐々に景気が良くなっていることと、同時に「人文知識・国

際業務」が多いことから、日本企業が海外の市場と密接にかかわり、企業の国際化が顕著に現れているということがあげられ、そのことによって「国際的な人材」が求められているということが、これらの統計から見て取れるのではないかと考えられる。

★国際的な人材は日本経済再生の柱であるという閣議決定

本年6月、政府は「日本経済再生本部」の提唱した「日本再興戦略2016—第4次産業革命に向けて—」を閣議決定した。当該閣議決定資料の中において「Ⅲ イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等」という項目があり、その中に人材に関することをさまざまな点から検討している。その中において「2. 多面的アプローチによる人材の育成・確保等」とあり「2-3. 多様な働き手の参画」の中に「iv) 外国人材の活用」とある。

要するに、「留学生の就職」というのは、何も「留学生の気持ちに合わせる」とか「日本の企業の問題」だけではなく、日本の経済そのものの問題であるということが言えるのである。もう少しこの閣議決定資料に基づいて解説を進めたい。

この項目では、今までも言われているように「高度 IT 人材のように情報技術の進化・深化に伴い幅広い産業で需要が高まる高度外国人材」ということを主張しながらも、そのような人材だけではなく「グローバル展開する本邦企業における外国人従業員の受入れ」というように、通常の外国人労働者を日本企業が受け入れるということにまで広げて検討をしていることが特徴である。つまり、旧来は「高度な人材以外はいらない」というような部分があったが、この閣議決定からは、通常の外国人従業員も幅広く受け入れて日本企業がグローバル化を目指すということを考えている。

実際に、日本の企業が海外に進出した場合、または日本で海外の企業とともに仕事をする場合、言語だけではなく、その文化や考え方に大きな壁を感じることもある。今までは、日本人の従業員が海外に進出し、海外のやり方を会得して日本企業を世界企業へと導いてきた。当時は海外支店に転勤といえば「エリート」と言われ、将来を嘱望された時代であった。しかし時代が進み、日本の海外進出も、また日本に来る海外の人々も、そのような対応では全く足りない状況になってしまっているのである。特に、日本に来る外国人が幅広く世界各国からやってくる時代において、日本の魅力を知ってもらい日本を好きになってもらい、そして、日本と世界の発展のために汗を流してもらうためには、一部のエリートだけで足りる話ではないのである。

その点から考えれば、「日本経済再生本部」が、日本の将来を考えて「外国人の人材」を「高度 IT 人材」だけではなく広く、外国の文化やグローバル展開する日本企業のための人材を受け入れるということはかなり重要なことなのである。

さて、この「外国人材の活用」ということに関して言えば、基本的には「企業」が行うことであり、政府が直接雇用するものではないことは間違いがない。そのために政府がすることは「制度」「法律」を変える、または新設することしかできないのが現状だ。その内容はどのようなものになるのか考えてみたい。

★閣議決定でわかる「海外人材受け入れ」の壁

この閣議決定の資料は、首相官邸のホームページから見ることができるので、ぜひ参照してもらいたい。ではそこに書かれていることで、我々が考えなければならないことはなんだろうか。

そもそも、なんでも政府に頼ることはできない。今まで日本人は、日本人の文化と日本人しかいない環境の中で生活してきた。その中に外国人を受け入れるのであるから、当然に、一般の人々に関しては大きな摩擦があるはずだ。

留学生のアルバイトを「初めて」雇う企業の人々は、やはり「恐る恐る」アルバイトを雇用する場合が少なくない。町の居酒屋などにおいて外国人のアルバイトを何人も見ていないから、いざ自分が雇用するとなれば、そこに大きな「心の壁」が存在するのである。

そもそも、日本人は「外国人」に対して、「日本人ではない」というだけで、抵抗を感じる。これは、一つには江戸時代の長期間の鎖国政策によって、日本人以外の「異物」を受け入れることができない習慣が身についてしまっているということに由来する。そのために何か事件があれば、「異物」である外国人に差別的な目を向けてしまいがちな習慣を持っているのである。

そしてもう一つは、外国人と日本人の言語や宗教観の違いである。この違いは非常に大きく、ある意味で「道徳律」や「物事に対する発想」の違いということが言える。ここで詳しくは書かないが、物事が起きた時、特に不測の事態や想定外の事態が発生した時の初動の違いは、日本人と外国人では決定的に違う。

この「違い」を克服しなければ、外国人の受け入れなどはできない。そのためには、「外国人に言語や技術だけではなく、文化や習慣にも馴染んでもらう」ということが必要であるし、また、日本人の方にも「外国人を許容するための外国人への理解」が必要になってくる。それらの外国人に対する知識や外国人と共生することの注意点などをしっかりと学んでおかなければならない。

このように考えて、もう一度閣議決定資料を見てみると、もちろん「経済再生」が中心の議題であるから、その観点が中心に書かれているものの、しっかりとその点が明記されていることに注目したい。

具体策の中には、「在留制度改革」や「留学生の就職支援強化」ということと同時に、「外国人受入れ推進のための生活環境整備」という項目が設置されている。その中には「外国人が日本で生活していくために必要な環境整備を進めていく必

要がある」とし「医療機関、銀行、電気・ガス事業者等に対して、外国語対応が可能な拠点等に関する分かりやすい情報発信を行うよう関係省庁から働きかける」というように「生活環境整備」に関して、各所管大臣が行うように決定しているのである。

もちろん、我々にとっては「留学生の日本企業への就職」ということは重要であり、上記のように「留学生 30 万人計画」を標榜しながら、日本企業への就職が「1 万 6 千人になって増加した」などと言っているようでは大きな問題である。しかし、それを増やすことに関しても「外国人の生活環境に配慮する」ということがなければ、留学生の選択肢から日本への就職は消えてしまうのである。まさに「日本は好きだけれども住む場所ではない」と思われてしまっただけではいけないのである。

そのためには何をしたらよいのか。

そもそも、この閣議決定資料にもある通りに「各所管大臣が」という主語で、さまざまな政策を具体化してもらわなければならない。同時に、その各省庁が「縦割り行政」でお互いの制度も知らずに、各省庁の身勝手に政策を行っているようではうまくゆかないのである。

日本国内の施政でも、「縦割り行政」が非常に大きな問題になっているが、外国人からみれば「省庁」はすべて「政府」であり、その窓口の一本化・たらいまわしの防止に努めなければならないし、そのような施策を行わなければ、外国人の就業を願って日本経済を発展させるといふようなことは夢のまた夢となってしまう。もちろんこのようなことを言えば「それは行政改革」といふような批判をする方がいるが、その姿勢こそが「縦割り行政の悪癖」であり、この問題においても、大きく影響することになるのである。

もちろん、ここに書かれていることは閣議決定であり、各省庁の「具体的な方策」についてまで細かく書いているものではないし、今までの政府の対応に比べ、広く門戸を開く姿勢は高く評価しなければならない。しかし、それらの具体的な政策をすべて「現場で働く人にわかりやすく、なおかつ動きやすいもの」にし、その目的を達成できるようにしていかなければならない。また、その政策を省庁間で横断的に浸透させ、外国人に関係する部署だけでなく、日本国内において生活するすべての人に対してという意味で、それ以外の部署であってもそれに対応できるような施策をとるべきではないか。

今後、各省庁の具体的な施策に関して、個々に考えて多くの意見を出すことが必要とされるのではないだろうか。